

追加対象となる品目の範囲について -衣類乾燥機-

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会
特定家庭用機器の再商品化・適正処理に関する専門委員会

産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会
電気・電子機器リサイクルワーキンググループ
家電リサイクル制度における品目追加等検討会

第1回合同会合

家電リサイクル法の対象品目要件

市町村等による再商品化等が困難

市町村等の廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし当該機械器具が廃棄物となった場合におけるその再商品化等が自治体では困難な製品（容積・重量が大きい、有害物質等の含有、組成が複雑等）

再商品化等をする必要性が特に高く、経済性の制約が著しくない

当該機械器具が廃棄物となった場合におけるその再商品化等が資源の有効な利用を図る上で特に必要なもののうち、当該再商品化等に係る経済性の面における制約が著しくない製品（金属含有量、廃棄量等から勘案したりサイクルを実施する必要性・経済性）

設計、部品等の選択が再商品化等に重要な影響を及ぼす

メーカーにリサイクル義務を課すことで環境配慮設計の促進が可能な製品構造が非常に単純であったり、原材料等の選択の余地がないなど製造段階で、その再商品化等の難度に大きい影響を及ぼすような取組が行いにくいと考えられる機械器具は、本法律の対象としない。

小売業者による配送

下取慣行等を踏まえ、製造業者等及び消費者と接点のある小売業者がその小売販売した当該機械器具の相当数を配達していることにより、当該機械器具が廃棄物となったものについて当該機械器具小売業者による円滑な収集を確保できる製品

対象品目の検討に当たって

家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討について (報告書抜粋)

(中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会 家電リサイクル制度評価検討小委員会、産業構造審議会廃棄物・リサイクル小委員会 電気・電子機器ワーキンググループ 平成20年)

具体的には、今後急速に普及が見込まれる液晶テレビ及びプラズマテレビ並びに洗濯機と類似商品となっている衣類乾燥機は、対象要件を満たすため、対象品目として追加すべきである。(中略)また、液晶テレビ・プラズマテレビについては、大型製品から小型製品まで製品形態が幅広いことから、混乱を招かないようその対象範囲について検討を行う必要がある。

衣類乾燥機の種類

- ・熱源の違いにより電気衣類乾燥機とガス衣類乾燥機の2種類が存在
- ・2種類の衣類乾燥機は見た目では区別を付けることは困難



電気衣類乾燥機

・熱源が電気であり、発熱した電熱線より熱を得る



ガス衣類乾燥機

・熱源がガスであり、ガスを直接燃焼させ熱を得る

衣類乾燥機の普及・排出

- ・出荷台数は洗濯乾燥機の普及に伴い減少している。ただし、ガス衣類乾燥機についてはここ数年微増。(洗濯乾燥機への買換えに伴う排出も想定すべき)
- ・内閣府の調査では100世帯当たりの保有台数が29.3台(平成18年度)であることから、普及台数は1400万台程度と考えられる。
- ・排出予測については、衣類乾燥機の平均使用年数を10年程度とすると、40万台程度の排出があると推計される。

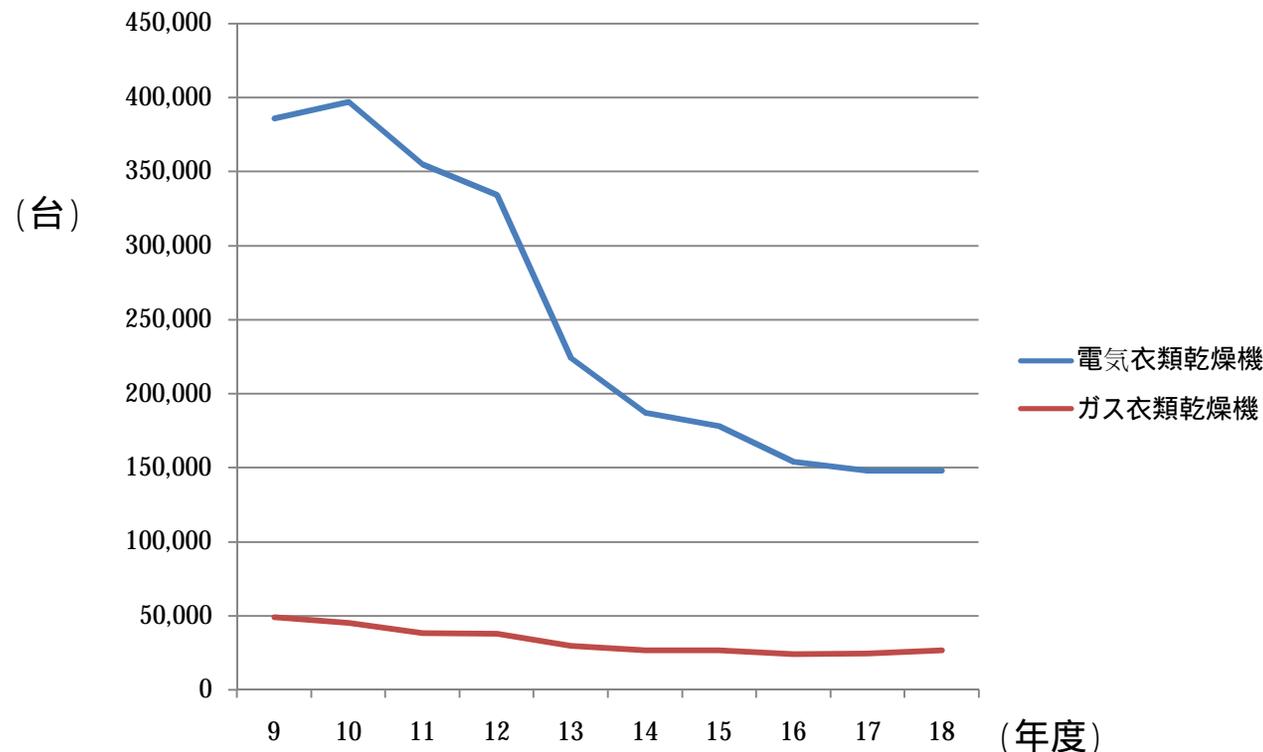


図 衣類乾燥機の出荷台数

衣類乾燥機の組成

- ・電気衣類乾燥機、ガス衣類乾燥機の組成比に大きな差がなく、金属の占める割合が非常に高い。
- ・電気衣類乾燥機に比べ、ガス衣類乾燥機は若干金属の割合が高く、プラスチックの割合が低い。

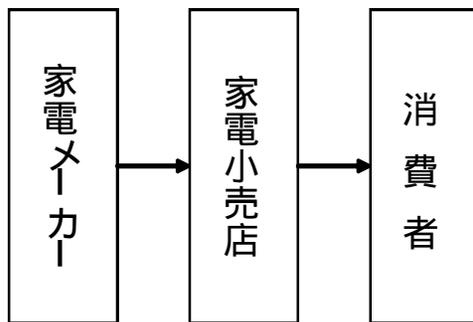
表 衣類乾燥機の組成

大分類	中分類	電気衣類乾燥機		ガス衣類乾燥機		
		1996年		1996年	2001年	2006年
		構成比(%)	質量(g)	構成比(%)	構成比(%)	構成比(%)
金属	鉄鋼	64.7	15,142	78.5	81.6	81.6
	銅及び銅合金	4.0	929	6.9	5.2	5.2
	アルミ及びアルミ合金	2.3	540	1.3	0.8	0.8
	銅・アルミ以外の非鉄金属	0.0	0	-	1.4	1.4
プラスチック	汎用	21.0	4,922	8.2	9.4	9.4
	その他	3.8	895			
ガラス		0.0	0	-	-	-
プリント基板		1.8	420	2.8	0.7	0.7
その他		2.4	566	2.3	0.8	0.8
合計		100.0	23,414	100	100	100

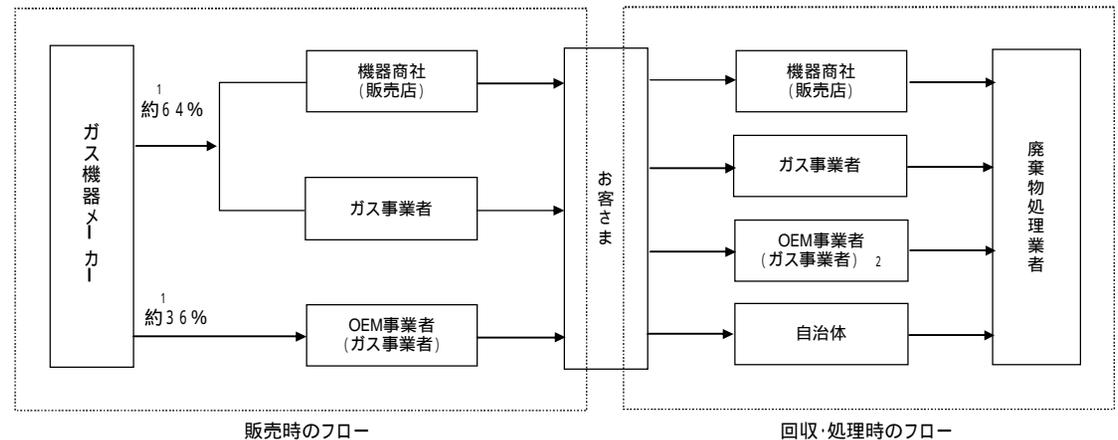
出典：リサイクル率及び処理基準に係る検討委員会(平成19年度環境省委託事業)資料

衣類乾燥機の流通・回収実態

- ・電気衣類乾燥機は通常の小売業者を介して、配送・販売等が行われている。
他の品目同様、対象品目として取り扱うべきではないか。
- ・ガス衣類乾燥機はガス機器販売代理店が、販売をしており、配送と工事を行っている。



販売時のフロー



販売時のフロー

回収・処理時のフロー

1 2006年度販売実績により

	メーカー ブランド	OEM ブランド	合計
販売台数	16,056	9,223	25,279
比率	64%	36%	

2 独自の使用済ガス機器等の回収・処理管理システムを構築している。

東京ガス(株):SRIMS 大阪ガス(株):e-サイクル

図 電気衣類乾燥機の流通

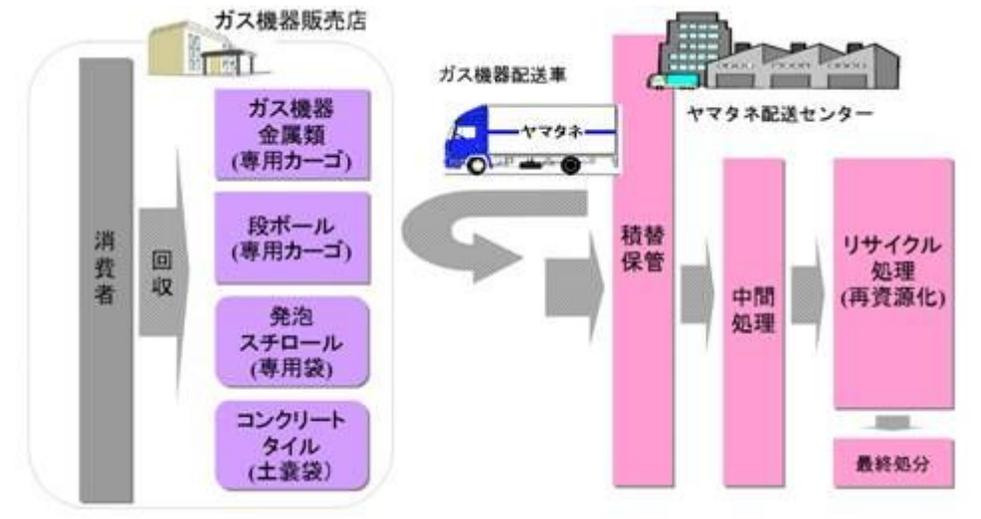
図 ガス衣類乾燥機の回収・排出フロー

ガス衣類乾燥機の排出・処理実態

- ・大手ガス事業者では独自の使用済ガス機器の回収・再資源化システムが運用されており、金属回収業者への引渡し等によりリサイクルが行われている。
- ・また、設置の際に工事を伴うガス機器については、自治体に一定程度の排出がある(数%～数十%)という調査結果があり、ガス衣類乾燥機についても、一部、一般廃棄物として自治体に排出される。

図 ガス衣類乾燥機のリサイクルフローの例(東京ガス)

(参考)主なガス機器の自治体への排出割合



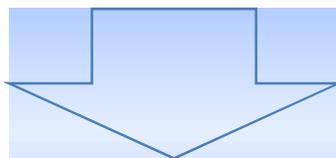
ガス機器	割合
ガスふろがま(強制給排気筒が必要)	3.6%
ガス温風暖房機(強制給排気筒が必要)	22.5%
ガスファンヒーター(ガス栓設置のみ必要)	41.4%

ガス衣類乾燥機は強制排気筒が必要である。

出所:新産業社会基盤施設整備基本調査(大規模地位開発事業円滑化調査・ガス機器のリサイクル実態及び施設整備調査)、平成11年3月、(株)三菱総合研究所より抜粋

対象となる衣類乾燥機の範囲に係る論点

- ・電気衣類乾燥機については、他の特定家庭用機器同様、小売業者を介して、配送・取付が行われており、対象とすべき。
- ・ガス衣類乾燥機については、既に業界による自主的なリサイクル制度ができあがっているものの、全てが対象ではなく、一部は自治体へも排出されている。
- ・エアコンディショナーについては、ガス・電気の区別なく対象になっており、ガスエアコンについても小売業者を介したリサイクルを義務づけている。



- ・電気衣類乾燥機及びガス衣類乾燥機とも、対象とする4要件を満たしているのではないか。